

汎用超音波画像診断装置「エコープロ F5」 売買契約約款

株式会社富士メディカルサービス（以下「乙」といいます。）と、お客様（以下「甲」といいます。）との間における汎用超音波画像診断装置「エコープロ F5」およびその付属品（以下総称して「本製品」といいます。）の売買契約について、別途書面による特約または合意がある場合を除き、本約款を適用します。

第1条（売買物件）

甲は、乙から本製品を購入し、乙はこれを甲に販売します。

本製品の型式、数量、付属品、保証期間、販売価格その他の条件については、乙が発行する見積書、注文内容、注文請書、請求書その他の書面または購入画面に記載された内容によるものとします。

第2条（納入・検査・引渡し）

1. 乙は、甲が指定した日本国内の納入先に本製品を納入します。
2. 甲は、本製品の受領後10日以内（以下「検査期間」といいます。）に、数量、外観、付属品および本製品の基本的な動作について確認するものとします。
3. 本製品に不足、破損、初期不良その他の契約内容との不適合が認められた場合、甲は検査期間内に乙へ通知するものとします。
4. 乙は、前項の通知を受け、本製品に乙の責任による不具合が確認された場合、修理、交換その他乙が適切と判断する方法により対応します。
5. 検査期間内に甲から通知がない場合、本製品は正常に引き渡されたものとみなします。ただし、保証規定に基づき保証の対象となる故障または不具合については、この限りではありません。

第3条（売買代金および支払）

甲は、本製品の売買代金、送料その他注文時に明示された費用ならびにこれらに係る消費税および地方消費税を、乙が指定する方法および期限までに支払うものとします。

第4条（所有権の移転）

本製品の所有権は、甲が本製品に関する売買代金その他本契約に基づく債務をすべて支払った時点で、乙から甲へ移転するものとします。

第5条（契約不適合）

乙は、本製品が引渡し時において、法令上要求される品質および乙が定める製品仕様に適合する状態であることを保証します。

本製品の使用にあたっては、添付文書、取扱説明書その他乙または製造販売業者が提供する情報に従うものとします。

第6条（保証）

1. 本製品の保証期間は、甲が購入時に選択した保証プランに基づき、次のいずれかとします。
 2. 1年間保証
 3. 3年間保証
 4. 5年間保証
- 保証期間は、原則として本製品の納入日から起算します。
 - 保証期間内に、通常の使用状態において本製品に故障または不具合が発生した場合、乙は保証規定に従い、修理、交換その他必要な対応を行います。

- 次の各号に該当する場合は、保証期間内であっても有償対応となる場合があります。誤使用、落下、衝撃、水濡れその他甲の責に帰すべき事由による故障または損傷
- 乙または乙が認めた者以外による分解、改造または修理に起因する故障
- 火災、地震、水害、落雷その他の不可抗力による故障または損傷
- 消耗品の通常の使用による劣化
- その他、保証規定において保証対象外と定める事項
- 保証の詳細については、乙が別途定める保証規定によるものとします。

第7条（表示端末・通信環境等）

1. 本製品の使用に必要なスマートフォン、タブレットその他の表示端末は、セット内容として明示されている場合を除き、本製品には含まれません。
2. 甲は、購入前に乙が案内する推奨端末、対応OSその他の使用条件を確認するものとします。
3. OSのアップデート、端末メーカーによる仕様変更、通信環境その他乙が直接管理できない事由により、一時的に本製品または専用アプリの全部または一部が利用できない場合があります。

第8条（専用アプリおよびデータ）

本製品に専用アプリを使用する場合、甲は乙が指定する使用方法および利用条件に従うものとします。

本製品または接続端末に保存された画像その他のデータについては、甲の責任において適切に管理、保存および削除するものとします。

第9条（医療機器としての使用）

1. 本製品は医療機器であり、甲は、添付文書、取扱説明書、製造販売業者から提供される安全情報、注意事項その他の指示に従って適切に使用するものとします。
2. 製造販売業者または乙から、本製品の品質、安全性、保守、点検その他に関する重要な案内が行われた場合、甲はその内容を確認し、必要な対応を行うものとします。
3. 本製品は、医師その他の医療従事者による医学的判断そのものを代替するものではありません。

第10条（日本国内での使用）

本製品は、日本国内における使用を前提として販売するものとします。

日本国外での使用については、各国・地域の医療機器関連法令、無線通信関連法令その他の規制が異なるため、乙が別途認めた場合を除き、乙は日本国外での使用について保証しません。

第11条（禁止事項）

甲は、次の各号に該当する行為を行ってはなりません。

1. 法令または本約款に違反する方法で本製品を使用すること。
2. 本製品を不正に改造、分解または解析すること。
3. 本製品または専用アプリを第三者の権利を侵害する目的で使用するすること。
4. その他、本製品の安全性または正常な使用を損なう行為を行うこと。

第12条（契約の解除）

甲が次の各号のいずれかに該当した場合、乙は相当の期間を定めて催告したうえで、本契約の全部または一部を解除することができます。ただし、法令上催告を要しない場合はこの限りではありません。

- 本約款または甲乙間で合意した取引条件に重大な違反があった場合
- 売買代金その他の支払を怠った場合
- 支払停止または支払不能となった場合
- 差押え、仮差押え、強制執行、破産、民事再生その他これらに類する手続の申立てがあった場合
- その他、甲との取引を継続することが困難であると合理的に認められる重大な事由が発生した場合

第13条（支払遅延）

甲が支払期限までに売買代金その他の金銭債務を支払わなかった場合、甲は、法令上認められる範囲において、支払期日の翌日から完済日までの遅延損害金を乙に支払うものとします。

第14条（製品の廃棄）

甲が本製品を廃棄する場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他適用される法令および自治体の規則等に従い、甲の責任において適切に処理するものとします。

第15条（消費税等）

本製品の売買代金その他課税対象となる費用については、法令に定める消費税および地方消費税を加算するものとします。

税率が変更された場合は、法令に従い、適用される税率により計算します。

第16条（不可抗力）

天災地変、火災、感染症、戦争、輸送障害、通信障害、法令の制定・改廃、行政機関による措置その他甲または乙の合理的な支配を超える事由により、本契約上の義務の全部または一部の履行が遅延または不能となった場合、甲および乙は誠意をもって対応を協議するものとします。

第17条（協議）

本約款に定めのない事項または本約款の解釈について疑義が生じた場合、甲および乙は誠意をもって協議し、解決するものとします。

第18条（準拠法・合意管轄）

本契約および本約款は日本法に準拠します。

本契約または本約款に関連して甲乙間に紛争が生じた場合は、乙の本店所在地を管轄する地方裁判所または簡易裁判所を第一審の合意管轄裁判所とします。

附則

本約款は、2026年9月以降に締結される「エコープロ F5」の売買契約に適用します。